

教育委員会定例会事項書

令和3年1月28日(木)
9:30~ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 黒田 委員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議題

議案第 46号 公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 47号 令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則案

議案第 48号 令和3年度三重県一般会計予算について

議案第 49号 令和2年度三重県一般会計補正予算(第12号)について

議案第 50号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案

議案第 51号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 52号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

4 報告題

報告 1 令和3年度三重県立学校実習助手採用選考試験・三重県立学校家庭科教員採用選考試験の結果について

報告 2 訴えの提起にかかる専決処分について

5 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日 時

令和3年1月14日(木)

開会 9時30分

閉会 9時44分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、森脇委員、大森委員、黒田委員、北野委員

議事録署名者 北野委員

4 採択議案の件名

議案第45号 三重県立学校体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則案

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和2年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び特別感謝状贈呈について

報告2 自動車事故による損害賠償に係る専決処分について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第46号

公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和3年1月28日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則第十四号）の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に改めることにより改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（権限職員の範囲）</p> <p>第四条 条例第十五条の二第一項第二号の規則で定める職員は、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号）第五条第二項に該当する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転の直前の住居であつた住宅（前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額一萬五千円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>（権限職員の範囲）</p> <p>第四条 条例第十五条の二第一項第一号の規則で定める職員は、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号）第五条第二項に該当する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第二号に規定する満十八歳に達する日後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転の直前の住居であつた住宅（前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額八千円を超える家賃を支払っているものとする。</p>

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 令和四年三月三十一日において公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和二年三重県条例第六十一号）附則第二項から第四項までの規定による住居手当を支給されている職員であつて、同年四月一日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）第十五条の二第一項各号に該当するものについては、令和三年三月三十一日において支給されていた住居手当に係る公立学校職員の住居手当に関する規則第五条第一項の規定により行われた届出（令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則（令和三年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第〇号）第七条において準用する公立学校職員の住居手当に関する規則第五条第一項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和四年四月一日において支給されるものとする住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

住居手当の支給対象となる家賃額の下限の引上げに伴い、規定の整備等を行う。

2 改正内容

- (1) 住居手当の支給対象となる家賃額の下限が 8,000 円から 15,000 円に引き上げることに伴い、権衡職員に係る規定の整備を行う。
- (2) 住居手当に関する経過措置を定めた令和 2 年改正給与条例附則第 2 項から第 4 項までの規定に該当する職員が、令和 4 年 4 月 1 日に附則から本則へ切り替わる際の届出の特例を定める。

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

議案第47号

令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則案

令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和3年1月28日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

令和二年改正給与条例附則第一項から第四項までの規定による住居手当に関する規則案

(趣旨)

第一条 ハ)の規則は、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和二年三重県条例第六十一号。以下「改正給与条例」という。）附則第一項から第四項までの規定による住居手当に關し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外職員)

第二条 改正給与条例附則第一項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 改正給与条例第一項の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正前給与条例」という。）第十五条の三第一項第一号に該当していた職員であつて、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの

- イ 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）第十五条の三の規定を適用することならば新たに同条第一項第二号に該当することとなる職員
- ロ 改正前給与条例第十五条の三の規定を適用することならば同条第一項第一号に該当しないこととなる職員

二 施行日の前日において改正前給与条例第十五条の三第一項各号のいずれにも該当していない職員であつて、同条の規定を適用することならば同条第一項各号のいずれが又は全てに該当しないこととなる職員

三 改正給与条例附則第一項に規定する旧手当額が一千円以下となる職員

四 公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則（令和二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号）による改正により、施行日において次に掲げる職員のいずれかに該当することとなつた者

- イ 公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第十四号。以下「規則」という。）第二条各号のいずれかに該当する職員
- ロ 規則第三条に規定する住宅を借り受けている職員

五 前各号に掲げる職員に準する職員として三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定める職員
(家賃の月額に変更があつた場合の旧手当額)

第三条 改正給与条例附則第一項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前給与条例第十五条の三第一項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

一 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正給与条例附則第一項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となつた家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。）より高い場合（第二号に掲げる場合を除く。）旧家賃月額

二 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合（次号に掲げる場合を除く。）変更後の家賃の月額

三 施行日の前日において改正前給与条例第十五条の三第一項各号のいずれにも該当していない場合又は同日において同条の規定を適用することならば同項各号のいずれにも該当することとなる場合 県委員会と人事委員会が協議して定める額

(権衡職員の範囲)

第四条 改正給与条例附則第三項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する職員であつて、当該職員となる前日において改正前給与条例第十五条の三第一項の規定により住居手当の支給を受けていた者で、令和二年三月において当該職員でなかつたとしたならば同項の規定により同月に係る住居手当を支給されるもののうち、引き続き同項に該当するもの

- イ 無給休職者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第一項第一号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けない職員をいう。）

- 口 停職者（法第二十九条第一項又は第二項の規定により停職にされている職員をいう。）
- ハ 専従休職者（法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けている職員をいう。）
- ニ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成二年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をしている職員
- ホ 大学院修学休業職員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしている職員をいう。）
- ヘ 長期自己研修職員（職員の分限に関する条例（昭和四十八年三重県条例第二号）第一条第一号の規定により休職にされている職員をいう。）
- ト 無給派遣職員（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号）第二条第一項及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十二年三重県条例第六十六号。第三号において「公益的法人等派遣条例」という。）第一条第一項に規定する派遣職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
- チ 厚生休暇職員（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）第十七条第一号に規定する休暇を与えられている職員をいう。）
- 一 次のいずれかに該当する者から引き続き新たに職員となつた者（任命権者を異にして異動した者に限る。）であつて、令和二年三月において職員であつたとしてならば改正前給与条例第十五条の二第一項の規定により同月に係る住居手当を支給されるもののうち、引き続き同項に該当するもの
- イ 職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の適用を受ける職員
- ロ 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十一号）の適用を受ける職員
- ハ 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の適用を受ける職員
- 二 職員から引き続き次のいずれかに該当する者となつたものから引き続き新たに職員となつた者であつて、次のいずれかに該当する者となる前日において改正前給与条例第十五条の二第一項の規定により住居手当の支給を受けていた者で、令和二年三月において次のいずれかに該当する者でなかつたとしたならば同項の規定により同月に係る住居手当を支給されるもののうち、引き続き同項に該当するもの
- イ 国家公務員又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百二号）第一条に規定する独立行政法人をいう。）の職員
- ロ 他の地方公共団体の職員、地方独立行政法人（平成十五年法律第百十八号）第一条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員又は県が設立する特定地方独立行政法人の役員
- ハ 公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和二十年三重県条例第十一号）第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人の職員又は同条例第八条の一第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員
- ニ 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第一条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の職員
- ホ 公益的法人等派遣条例第十二条第一号に規定する退職派遣者
- 四 前各号に掲げる職員に準ずる職員として県委員会が人事委員会と協議して定める職員（確認及び決定）

第五条 県委員会は、施行日の前日に改正前給与条例第十五条の二の規定により支給されていた住居手当に係る事実（令和二年三月一日から施行日までの間ににおける当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。）を規則第六条第一項に規定する住居手当認定簿その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員が改正給与条例附則第二項の職員たる要件を具備する場合は、施行日において支給すべき同項の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。（支給の始期及び終期）

第六条 改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当の支給は、令和二年四月から開始し、職員がこれらの規定の職員である要件を次くに至った日の属する月（その日が月

の初日であるときは、その日の属する月の前月) 又は令和四年三月のいずれか早い月をもつて終わる。

(規則の適用)

第七条 規則第五条から第九条まで (第八条第一項を除く。) の規定、三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則(平成十五年三重県教育委員会規則第二号。以下この項において「事務処理規則」という。)の規定及び公立学校職員の総務事務システムを使用して給与関係手続を行う場合の特例に関する規則(平成二十二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号。以下この項において「システム手続規則」という。)は、改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、規則第五条第一項中「新たに条例第十五条の二第一項の職員である要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和二年三重県条例第六十一号)附則第一項から第四項までの規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」セ、規則第六条第一項中「決定し、又は改定」とあるのは「改定」と、同條第一項中「前項」とあるのは「令和二年改正給与条例附則第一項から第四項までの規定による住居手当に関する規則(令和三年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第●号)第五条又は前項」と、規則第八条第二項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えて、事務処理規則別表の一の項下欄中「次に掲げる事務」とあるのは「次に掲げる事務(令和二年改正給与条例附則第一項から第四項までの規定による住居手当に関する規則(令和三年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第●号)第七条の規定により準用する場合を含む。)」と読み替えて、システム手続規則第二条第二号中「公立学校職員の住居手当に関する規則(昭和四十九年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第十四号)」とあるのは「公立学校職員の住居手当に関する規則(昭和四十九年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第十四号)」とあるのは「令和二年改正給与条例附則第一項から第四項までの規定による住居手当に関する規則(令和三年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第●号)第七条の規定により準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、改正給与条例附則第一項から第四項までの規定による住居手当の支給に関し必要な事項は県委員会と人事委員会が協議して定める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則案要綱

1 制定理由

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和2年三重県条例第61号）附則第2項から第4項までに規定する住居手当の経過措置に関し、規則で定めることとされている事項及び支給に係る実施細目事項について定めるものである。

【参考：改正条例の概要】

1 住居手当の改定

住居手当の支給対象となる家賃額の下限を15,000円（現行8,000円）に、手当額の上限を28,000円（現行27,000円）に改定（施行日：令和3年4月1日）

2 経過措置の内容

令和3年3月31日において自ら居住するための借家・借間に係る住居手当を支給されていた職員で、当該住居手当の支給月額が2,000円を超えて減ぜられこととなるもの等については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、手当額の減額幅が最大2,000円にとどまるよう経過措置を講じる。

2 制定内容

（1）経過措置の適用除外職員（第2条）

経過措置の対象から除外される職員について定める（手当の支給対象となる住居に変更があった職員等）。

（2）家賃の月額に変更があった場合の旧手当額（第3条）

家賃の月額に変更があった場合に、施行日前日に支給されていた住居手当相当額として用いる額（旧手当額）について定める。

（3）権衡職員の範囲（第4条）

施行日の前日に住居手当を支給されていない職員のうち、経過措置の対象となる職員との権衡上必要があると認められるものとして経過措置の対象とする職員について定める（休業等により給与を支給されていない職員等）。

（4）その他

経過措置の対象となる職員に対する住居手当の支給にかかる実施細目事項について定める。

ア 確認及び決定（第5条）

経過措置による住居手当にかかる事実の確認及び手当額の決定につい

て定める。

イ 支給の始期及び終期（第6条）

経過措置の適用される期間について定める。

ウ 規則の準用（第7条）

経過措置に必要な規則の準用について定める。

3 施行期日

令和3年4月1日

報告 1

令和 3 年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び令和 3 年度三重県立学校家庭科教員採用選考試験の結果について

令和 3 年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び令和 3 年度三重県立学校家庭科教員採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 1 月 28 日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長

(別紙)

令和3年度三重県立学校実習助手及び三重県立学校家庭科教員採用
選考試験の結果について

1 試験日と試験内容

試験日 令和2年12月12日（土）

試験内容 答筆試験、小論文、面接

2 結果

職種 実習助手

校種	教科・科目	採用見込数	申込者数	受験者数	合格者数
高等学校	家庭 (福祉を含む)	2	4	4	2
	工業(機械系 (自動車を含む))	2	15	15	2
合計		4	19	19	4

職種 教諭

校種	教科・科目	採用見込数	申込者数	受験者数	合格者数
高等学校	家庭 (食物調理)	1	1	1	1
	家庭 (製菓)	1	1	1	1

報告 2

訴えの提起に係る専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、知事が支払督促に係る訴えの提起の専決処分を行ったことを、別紙のとおり令和3年三重県議会定例会2月定例月会議へ報告するので、報告する。

令和3年1月28日提出

三重県教育委員会事務局
教育財務課長

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月17日

三重県知事 鈴木 英 敬

訴えの提起（和解を含む。）について

県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に關し、支払督促に係る訴えの提起（和解を含む。）を行つた。

区分	住所	氏名	専決年月日
教育委員会	伊賀市上野茅町2745番地の1	川口智子 (連帯保証人)	令和2年10月13日
	伊賀市八幡町3178番地の1 市営住宅C-6号	岩崎幸治	
教育委員会	伊賀市桜植町8764番地の1 名張市すずらん台西2番町163番地	堀成美 (連帯保証人) 堀誠	令和2年10月13日

訴えの提起に係る専決処分について

県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起を行いました。

1 経緯

三重県高等学校等修学奨学金返還金の貸付対象者の滞納に伴い、三重県教育委員会ではこれまで、当該対象者らに対し、電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、納付を促してきました。

当該対象者らは、返還金の一部を納付したのみで、今後の納付の連絡もなく、督促にも応じないことから、令和2年3月23日に知事名で最終催告を行いましたが、指定した期日までに入金がなかったため、令和2年10月13日に民事訴訟法に基づく支払督促申立手続※を債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に行いました。

その結果、令和2年11月5日～令和3年1月4日までの間に、相手方(4名)から分納等を希望する旨の異議申立書が裁判所に提出されましたので、申立時に遡って訴えを提起したとみなされることとなりました。

(※) 支払督促申立手続について

簡易裁判所書記官が債権者に代わって督促を行うための手続であり、地方自治法の議決を要する訴えの提起には該当しませんが、期限内に相手方から異議申立てがあった場合には、民事訴訟法の規定に基づき、申立時に遡って債権者が訴えを提起したとみなされます。【参考資料2】

2 今回異議申立てがあった者に係る滞納金額等について

氏名	貸与期間	滞納金額
川口智子 (連帯保証人) 岩崎幸治	平成15年4月～平成18年3月	223,200円
(連帯保証人) 堀成美 (連帯保証人) 堀誠	平成20年4月～平成22年3月	274,500円

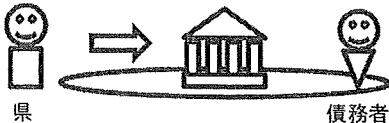
3 今後の対応

- (1) 県では、支払督促に係る訴えの提起については、議会から知事への委任専決事項に指定されているため、申立日に遡って専決処分を行ったとして、次回の議会に報告します。
- (2) 今後は相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲での分納を求めていきます。

支払督促制度の概要等

1 支払督促制度の概要

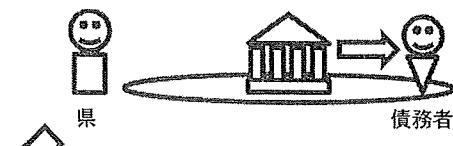
① 債務者の住所地の裁判所に申し立てる。(=「訴えを提起」した日)



【支払督促の利点】

- ・手続きが簡便（①から④までだと 30 日程度）
- ・手数料が通常訴訟等の半額
- ・債権額は、通常訴訟と変わりなし。（少額訴訟は 60 万円が限度）

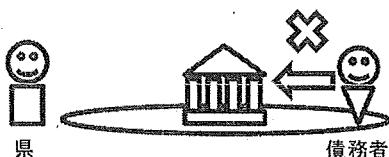
② 裁判所が債務者に督促する



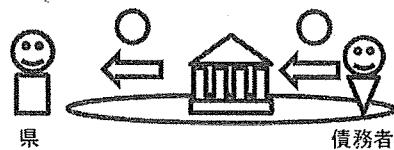
③ 債務者が督促内容に異議がない場合



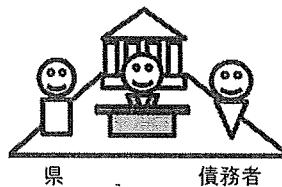
③' 債務者から異議申立てがあった場合



④ 申立通りの債務名義が取得できる。



④' 通常裁判に移行する。



2 債権管理の取り組み

段階	対象（原則）	取組内容
第1段階	納期限までに納付しなかった者	文書督促（催告）、架電、自宅訪問
第2段階	第1段階で滞納解消に至らなかった者	債権回収会社等へ債権回収委託
第3段階	第2段階で滞納解消に至らなかった者	最終催告を行い、裁判所へ支払督促申立て
第4段階	第3段階で債務名義を取得した者	強制執行による債権の回収

